# 「会長就任にあたって」

岩手県中小企業団体中央会

会長　　谷村 久興

5 月 12 日に開催された第 56 回通常総会において、岩手県中小企業団体中央会の第 7 代の会長としてご選任をいただき、就任いたしました。

鈴木前会長におかれては、8 年間に亘りその透徹した見識と行動力により、中央会の発展に計り知れないご貢献を賜りましたことに対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

451 組合とその傘下の組合員約３万企業を擁する中央会会長に就任し、身の引き締まる感覚を覚えますとともに、松田、佐々木、平野副会長はじめ、役員各位のお力添えを賜りながら、会員組合のご期待に応えなくてはいけないという気持ちでいっぱいであり、その重責の重大さを感じております。

このたびの大地震は、想像を絶する未曾有の被害をもたらし、県内経済はもとより国内経済の循環を寸断させる極めて深刻なダメージを及ぼしています。我々は大きな試練に直面していますが、戦後、中小企業は組合組織と共同事業を通じて日本経済を牽引する役割を担ってまいりました。この戦後最大の危機を乗り越えるためには、中小企業が持つ日本経済を下支える力を組合に結集させ、組合の持つポテンシャルを活かした取り組みが求められており、組合の果たす役割･機能の重要性が一層高まっております。

中央会は、本県産業の復興を早期に果たせるよう、その大きな推進力となる組合の震災支援に重点を置き、組合員企業の一刻も早い経営再建、事業継続支援のほか、新たな共同化・グループ化による再建や事業集積の取り組みを支援してまいります。

また、中央会は多種多様な業種の組合を会員とし、そして全県を一つでネットワークしており、言わば「総合商社」的な機能を有している強みがあり、組合、業種間連携よる新たな共同事業の展開や新分野進出等の組合事業の活性化策を支援し、組合員企業の競争力強化に取り組んで行きます。さらには、県内に豊富に存在する農林水産物等の地域資源を生産から加工、流通まで一体的に捉え、農商工連携をはじめとする多様な連携による付加価値を高める六次産業化などを積極的に推進し、新たな需要や雇用の創出に繋げてまいります。

一致団結して現下の困難に立ち向かえば、未来は切り拓けるものと確信いたします。皆様とともに、総力を挙げて震災復興及び県内経済の振興に取り組んでまいりますので、会員各位はもとより関係機関、関係団体のなお一層のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。

# 第５６回 中央会通常総会を開催

祝辞を述べる岩手県商工労働観光部　齋藤部長

本会の第５６回通常総会が、５月１２日（木）盛岡市のホテル東日本で開催された。会員４９８人中２７２人（委任状を含む）の出席を得たほか、岩手県知事をはじめ関係各機関から来賓多数のご臨席をいただいた。議事では、上程された全７議案が原案どおり、満場一致により可決決定された。

平成２３年度の事業計画では「組合復興・再生支援」「組合機能強化と組合員企業の活性化」「連携による付加価値の創造」「人材の育成･活用」を重点項目とした。東日本大震災という戦後最大の危機を乗り越えるためには、中小企業が持つ日本経済を下支えする底力の発揮とその結集力が求められている。このため本会では、中小企業組合の果たす役割・機能の重要性が一層高まる中、中小企業組合等に対する専門支援機関として、中小企業組合及び組合員企業の一刻も早い経営再建、事業継続と、新たな事業創出の萌芽を助長し、あらゆるニーズを的確かつ真摯に受け止め、迅速かつ積極的に支援活動を展開する。

また、この緊急事態にあたり、国等に対し、都道府県中央会が一丸となり、中小企業対策充実強化の緊急施策及び予算拡大措置等について強く求めていくものとする。

会長・理事・監事の辞任に伴う役員選挙では、谷村久興氏（岩手県機械金属工業協同組合連合会会長）が会長に選出され、副会長には佐々木嘉七氏（岩手県採石工業組合理事長）、平野喜嗣氏（岩手県電気工事業工業組合理事長）が新たに就任した。

## ★　重点支援

### １．組合復興・再生支援

東日本大震災によって、本県の中小企業組合及び組合員は甚大なる被害に見舞われた。本会は、県内中小企業組合及び組合員の一刻も早い経営再建、事業継続等の支援を強化する。また、地域再生のための新たな事業の芽を掘り起こすとともにその事業化について支援を行う。

### ２．組合機能強化と組合員企業の活性化

組合が中小企業の競争力強化のための組織であり続けるためには、組織の有効性に加えて、既存の共同事業や運営体制等の見直しと新たな共同事業の展開が必要である。組合機能の充実・強化と共同事業の活性化及び組合員等が抱える経営基盤の強化、新事業展開等の経営課題に対し専門家を派遣しオーダーメイドの解決支援を行い、経営革新や経営力の向上を図るとともに、企業における雇用の維持・拡大を図っていく。

### ３．連携による付加価値の創造

地域経済の活性化のため、中小企業が有する“力”を最大限に引き出し、高い付加価値を生み出す中小企業をより多く創造していかなければならない。

本会は、国・県の「新連携」「農商工連携」、「いわて希望ファンド」「いわて農商工連携ファンド」等の支援策を活用し、中小企業の付加価値を創造する取組みを支援する。特に、６次産業化や農商工連携等による新商品の創出、販路拡大等に向け、商品開発の企画から事業化までをワンストップ体制で支援していくものとする。

### ４．人材の育成･活用

雇用環境が改善されない中、若い人材と中小企業を橋渡しする「新規人材発掘促進事業」を通じて雇用機会の拡大を図る。

また、食料品関連分野において「売れる商品づくり」を促進し企業の競争力を高めるため、商品開発力等の有する人材を育成するなど、経営戦略としての人材育成・確保の面で支援に取り組むものとする。

## ★　事業計画の概要（抜粋）

### １．組合等の指導事業

(1)巡回指導　(2)組織化の促進　(3)相談業務　(4)雇用創出連携推進事業　(5)小企業者組合等指導
(6)個別専門指導

**２．組合機能強化・共同事業活性化事業**

(1)ミニ診断の実施　(2)組織新生推進事業　(3)高度化事業活用組織支援事業　(4)下請取引適正化推進事業　(5) 組合強化育成事業　(6) 経営力向上支援事業　(7)中小企業経営革新支援事業

**３．連携による付加価値の創造**

(1)連携創出企業交流促進事業　(2)若手経営者等連携促進育成事業

**４．人材の育成･活用**

(1) 農商工連携等人材育成　(2)新規人材発掘促進事業

**５．組合等に関する交流及び研修事業**

(1)役職員研修会　(2)特定問題研修会　(3)特定問題研究会　(4)中小企業組合士交流会

**６．特定分野に関するプロジェクト事業**

６次産業推進事業

**７．組合活動等の支援事業**

(1)組合等情報ネットワークシステム等開発事業　(2)小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業

**８．組合等に関する調査事業**

(1)労働事情実態調査　(2)景況調査　(3)情報連絡員制度

**９．組合等に関する情報提供事業**

(1)機関誌発行　(2)組合資料収集加工事業　(3)官公需に関する情報収集・提供

**10. 組合等の振興対策事業**

(1)中小企業団体岩手県大会の開催　(2)東日本大震災復旧復興支援に係る組合表彰　(3)組織対策
(4)金融対策　(5)労働対策　(6)青年中央会の活動強化　(7)各種共済制度普及促進

## 東日本大震災復旧復興支援組合表彰

通常総会の席上、『東日本大震災復旧復興支援組合表彰』の授賞式が行われた。東日本大震災によって本県の中小企業組合及び組合員は甚大なる被害に見舞われ、塗炭の苦しみに喘いでいるなか、未曾有の危急存亡の折、いち早く被災地の支援に立ち上がり、物心両面に亘る支援活動を展開されたことは、復旧・復興に向けて大きな励みになるものであり、災害救援に多大な貢献をされた組合に対し、その労を多とし、謝意を申し上げる趣旨で本表彰を行ったもの。

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| 岩手県畳工業組合<br>岩手県畳企業組合 | 岩手県自転車二輪車商業協同組合 | 岩手県電気工事業工業組合 |
| 避難生活者の寒さを緩和するため、古畳 1,384 枚、上敷 30 畳、PP 上敷 10 本を津波被害の大きかった大槌町、山田町の避難所に提供。 | 盛岡市から提供を受けた放置自転車を点検修理し被災地に届けた。また、メーカーから提供を受けた自転車 230 台を被災地の高校 13 校に提供。 | 被災した組合員企業やそこに勤務する従業員、その家族のために食料品や生活必需品を逸早く被災地に提供。 |

【東日本大震災復旧復興支援表彰組合】

| 組合名 | 功　績（抜粋） |
|---|---|
| 岩手県アパレル協同組合 | 被災地の雇用確保のため多くの求人を行う。 |
| 岩手県火災共済協同組合 | 契約者 1,800 件に対し見舞金を届ける。 |
| 岩手県菓子工業組合 | 義援金のほか、原材料の安定供給などを各業界に申し入れる。 |
| 岩手県管工事業協同組合連合会 | 県内 4 地区で豚汁うどんの炊き出しを実施。 |
| 岩手県乾麺工業協同組合 | 乾麺 430 ㌔を被災地に届ける。 |
| 岩手県山林種苗協同組合 | 見舞金のほか、米、ミネラルウォーター、ガソリン等を届ける。 |
| 岩手県酒造協同組合 | 「がんばろういわて」シールの作成ほか、売上の一部を義援金に。 |
| 岩手県食肉生活衛生同業組合 | 義援金のほか、レトルト食品 5,500 食を提供。 |
| 岩手県スポーツ用品専門店協同組合 | 見舞金のほか、被災地にスポーツ用品を寄贈。 |
| 岩手県南建設業協同組合 | サージカルマスク 6,000 枚を提供。 |
| 岩手県南生コン業協同組合 | 関係先企業へ災害見舞金を拠出。 |
| 岩手県ハイ・タク交通共済協同組合 | トラック 13 台分の救援物資を被災地に届ける。 |
| 奥州金ヶ崎広域水道工事業協同組合 | 避難所の給水業務支援を行う。 |
| 企業組合夢咲き茶屋 | NPO 等と連携し、被災地に食事や風呂を提供。 |
| 北上市十字路商店街振興組合連合会 | 靴 100 足を集め提供したほか、被災者を商店街の寄席に招待。 |
| 北上地区電気工事業協同組合 | 白米 146 ㌔、その他食料や生活雑貨を提供。 |
| 協同組合江釣子ショッピングセンター | 売上の一部を義援金としたほか、大量の衣料品等を被災地に提供。 |
| 協同組合二戸ショッピングセンター | 被災地の２ショッピングセンターに支援物資を届ける。 |
| 協同組合矢巾商業開発 | 義援金のほか、食料・衣料品などを提供。 |
| 胆江地区タクシー業協同組合 | 生活必需品等の支援物資を大船渡・陸前高田に届ける。 |
| 八幡平市建設協同組合 | 八幡平市に寄附金を寄贈。 |
| 花巻地区電気工事業協同組合 | 白米 125 ㌔のほか、ラジオ・電池・マスクなどを被災地に提供。 |
| 盛岡水産物卸売協同組合 | 義援金のほか、沿岸部の取引先に物資を支援。 |
| 盛岡地区電気工事業協同組合 | 被災地に食料品・発電機を提供。 |

## ★ 中央会新役員体制（会長１名、副会長３名、専務理事１名、理事２６名、監事５名）

| 役職名 | 氏　　名 | 所　属　組　合　名 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 会長 | 谷村　久興 | 岩手県機械金属工業協同組合連合会 | 新　任 |
| 副会長 | 佐々木　嘉七 | 岩手県採石工業組合 | 新　任 |
| 〃 | 平野　喜嗣 | 岩手県電気工事業工業組合 | 新　任 |
| 〃 | 松田　博之 | 協同組合盛岡卸センター | |
| 専務理事 | 平澤　石郎 | 岩手県中小企業団体中央会 | |
| 理事 | 岩清水　晃 | 南部鉄器協同組合 | |
| 〃 | 及　川　敬 | 水沢鋳物工業協同組合 | |
| 〃 | 大野　尚彦 | 盛岡地区タクシー業協同組合 | |
| 〃 | 小野寺　輝夫 | 岩手県板金工業組合 | |
| 〃 | 小野田　冨男 | 岩手県木材産業協同組合 | |
| 〃 | 北　田　武文 | 日専連岩手県連合会 | |
| 〃 | 久　慈　浩 | 岩手県酒造協同組合 | |
| 〃 | 工藤　清博 | 盛岡青果商業協同組合 | 新　任 |
| 〃 | 國　井　睦 | 盛岡市建設業協同組合 | |
| 〃 | 熊谷　祐三 | 岩手県液化ガス商工組合 | 新　任 |
| 〃 | 齊藤　俊明 | 岩手県菓子工業組合 | |
| 〃 | 佐香　英一 | 宮古市末広町商店街振興組合 | |
| 〃 | 佐　藤　康 | 岩手県中小企業青年中央会 | |
| 〃 | 澤里　富雄 | 久慈地区中小企業団体協議会 | |
| 〃 | 澤田　克司 | 岩手県旅館ﾎﾃﾙ生活衛生同業組合 | |
| 〃 | 菅原　廣耕 | 岩手県ビル管理事業協同組合 | |
| 〃 | 高橋　信教 | 岩手県乾麺工業協同組合 | |
| 〃 | 高橋　祥元 | 協同組合江釣子ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ | |
| 〃 | 豊岡　卓司 | 岩手県商店街振興組合連合会 | |
| 〃 | 平野　祐康 | 岩手県火災共済協同組合 | |
| 〃 | 藤岡　利夫 | 岩手流通輸送ｾﾝﾀｰ協同組合 | |
| 〃 | 宮田　謙 | 岩手県石油商業組合 | 新　任 |
| 〃 | 元持　勝利 | 岩手県自動車整備商工組合 | |
| 〃 | 吉田　莞爾 | 盛岡大通商店街協同組合 | |
| 〃 | 吉田　幸一 | 岩手県印刷工業組合 | |
| 〃 | 渡辺　公志 | 盛岡工業団地協同組合 | |
| 監　事 | 昆　裕子 | 企業組合夢咲き茶屋 | |
| 〃 | 佐久間　修一 | 岩手県塗装工業組合 | 新　任 |
| 〃 | 佐々木　武男 | 岩手県米穀販売商業組合 | |
| 〃 | 村井　良和 | 岩手県パン工業組合 | |
| 〃 | 村田　欣也 | 岩手県液化ガス協同組合 | |

（理事以下氏名は、五十音順）

# 宮古市田老の仮設商店街 –復興に向けた組織化の動き–

宮古市田老地区では、避難所となっている「グリーンピア三陸みやこ」の敷地内に仮設商店街「たろちゃんテント」が開設された。「たろちゃんテント」は、県から無償貸与を受けた10㍍四方のテント2張りと屋内施設からなる共同店舗で、テント内には被災した田老地区の生鮮食品店や電器店などが13店舗、別の建物には理髪店と美容院がそれぞれ2店舗ずつ出店している。

たろちゃんテントの外観

600 人以上の被災者が避難生活を送るグリーンピアの敷地内には、現在約 400 戸の仮設住宅が建設中であるが、周辺には商店がほとんどなく、入居者の買い物環境の整備が急務となっていた。これに立ち上がったのが、自らも津波被害により店舗を失った地元の田老スタンプ会（箱石英夫会長）のメンバー達で、宮古商工会議所の協力を得てテントによる仮設商店街を5月15日にオープンさせた。仮設住宅の入居開始に合わせた開店日には、開店と同時に青果や惣菜などの食品や日用品を買い求める避難住民でにぎわい、商店主たちも 2 ヵ月ぶりとなる営業再開に喜んだ。なお、仮設住宅の団地に商店街が併設されるのは、県内で初めてのことである。

テント内の様子

甚大な被害をもたらした今回の震災により、沿岸部の街の中心部の多くが津波にのみこまれた。田老地区においても、住民らが信頼を込めて「万里の長城」と呼んだ防潮堤（総延長約 2.4 ㌔、高さ 10 ㍍）を越えて津波が押し寄せ、壊滅的な被害を受けている。防潮堤が損壊した現状で沿岸に暮らすのは難しく、高台の仮設団地での生活の長期化が予想されるため、「グリーンピア三陸みやこ」の敷地内に建設中の仮設住宅には地区住民の約4分の1にあたる千数百人が暮らすマンモス団地としての計画が進められている。この仮設住宅に入居後は、基本的に炊き出しなどの食事が得られずすべて自活となり、また、入居者には高齢の方も多いことから、「買い物難民」を防止する意味でもこの仮設商店街に寄せられる期待は非常に大きい。

「たろちゃんテント」は、すべての仮設住宅が完成する7月を目途に、中小企業基盤整備機構の支援制度を利用してプレハブ店舗の貸与を受けることを計画しており、それに併せて事業協同組合を設立する予定である。設立の目的は、組合が市等からの補助金の受け皿となることで、今回の震災で大きな被害を受けた事業者の事業再開にかかる負担を軽減することにある。本会も震災以来停滞していた地域経済の復活の一助として、全面的に支援を行っていく。

# 沿岸地区組合の復興に向けた取り組み No.1

東日本大震災から３ヶ月が経過し、県内の各地域で組合組織を主体とする復興へ向けた取り組みが推進されている。本紙では今回からそのような取り組みをシリーズで掲載する。

**○(協)岩手オートリサイクルセンター**

使用済み自動車の解体処理を主な共同事業とする当組合は釜石市平田の海岸線近くに位置し、津波により電気設備に甚大な被害を受けたものの、共同施設の建屋と重機類の全損は免れた。

県内では、津波により使用不能となった被災車両は４万台以上ともいわれ、その殆どが各市町村の管理の下に山積みされているが、平らな土地が少ない沿岸部はがれきの仮置き場が、不足していることもあり、早急に被災車両の処理・処分が急がれるとしている。

当組合では、そのような状況に対応し、県内被災地の早期復興・復旧に貢献するため、共同事業を早急に再開すべく、災害支援制度の活用等、現在準備を進めている。

# 本会に６次産業支援センターを開所

６月１日、本会において「６次産業支援センター」の開所式を開催した。

県内では６次産業化の動きが活発化していることから、６次産業化を目指す事業者に、事業計画策定から創業、経営等に関する相談に対応するため、本会にワンストップサービス窓口を設けた。

６次産業支援センターは、県農林水産部流通課と本会の双方に事務局を置き、６次産業化を目指す事業者からの相談に対応するほか、事業計画立案サポート（６次産業化の構想立案･事業計画の策定支援)､創業サポート(組織化や資金導入などの相談）経営サポート（創業期の経営安定や産直等の経営力強化支援)、情報発信・交流事業（６次産業化の各種サービス案内・事業者間ネットワークの形成）の４つを支援業務の柱とする。

看板を掲げる県農林水産部橋本副部長(右)と中央会平澤専務理事(左)

# 本会会員、全国・都道府県中央会からの義援金

東日本大震災による甚大な被害を受けて、本会の会員組合及び全国中央会、都道府県中央会から多くの義援金をお寄せいただいた。全国の組合関係者の皆様から広く頂いた善意の輪は、本県の被災した組合に義援金として配分するほか、一部を震災対応基金に計上する等、被害に遭われた県内中小企業者の早期救済・復旧のために活用させていただく。今回、５月末日までに本会に寄せられた義援金の内訳は以下のとおり。

全国中央会から義援金が手渡された。

# 本会会員、全国・都道府県中央会からの義援金

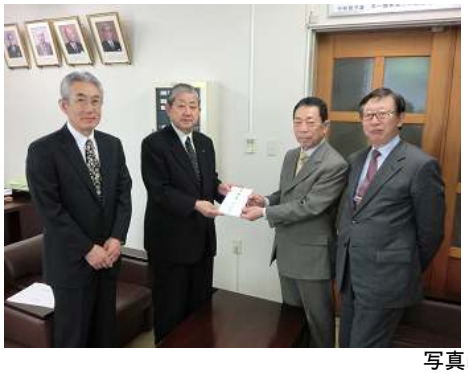

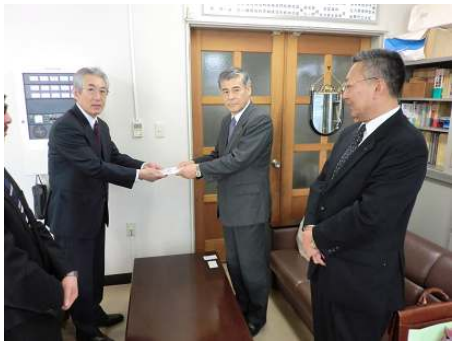

写真は左から東京都中央会、京都府中央会、秋田県中央会

**【 義援金をお寄せいただいた皆様 】** （順不同）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (協)カミカセンター | 盛岡市建設業(協) | 岩手県室内装飾事業(協) | (企業)コンシェルジェ | (協)一関卸センター |
| はなまきカード(協) | (協)岩手県資産評価ｼｽﾃﾑｾﾝﾀｰ | (協)建翔 | 花巻市末広町(商振) | 青山町商業(協) |
| めんこい(協) | いわて医師(協) | 東北製粉(協) | 永代印刷㈱ | 二戸自動車整備(協業) |
| (協)八幡平サービス店会 | 花巻地区電気工事業(協) | (協)水沢総合卸センター | 岩手町商業(協) | 遠野すずらん振興(協) |
| 岩手木材市場(協) | 物流ﾈｯﾄﾜｰｸｵｰﾙ岩手(協) | (協)花巻総合卸センター | 岩手県防水工事業(協) | (協)トラコム水沢 |
| 九戸商業(協) | 直売センター北上(協) | 北上トラック事業(協) | 花巻市上町(商振) | 有限責任事業組合ｱｸﾞﾘｶｼｵﾍﾟｱ |
| 岩手県畳（企業） | 金田一温泉事業(協) | (協)江釣子ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ | 岩手県酒造(協) | (協)盛岡卸センター |
| 花巻市鍛冶町(商振) | 安代林産(協) | 遠野ビール事業(協) | 両磐一関ﾄﾗｯｸ事業(協) | 盛岡ﾃｸﾉﾊﾟｰｸ(協) |
| 盛岡大通商店街(協) | 岩手県南青果商業(協) | 岩手県国有林材生産(協連) | (企業)夢咲き茶屋 | 一関中央マーケット(協) |
| 盛岡市上下水道工事業(協) | (協業)西和賀ｵｰﾄｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ | 岩手県再生資源(商工) | 岩手県食肉(生同) | 岩手流通輸送ｾﾝﾀｰ(協) |
| (協)岩手県中小企業福祉労務協会 | 岩手県産㈱ | 花巻自動車整備(協業) | 岩手県鉄構工業(協) | 岩手県ﾄﾗｯｸ輸送ｻｰﾋﾞｽ(協) |
| 盛岡生ｺﾝｸﾘｰﾄ卸商(協) | 浅利社会保険労務士事務所 | 江刺川原町(商振) | 岩手県生めん(協) | 岩手県陸砂利(工業) |
| 盛岡中央工業団地(協) | 三井生命保険㈱岩手支社 | (協)産業社会研究会経営者革新会議 | (協)カーメイク花北 | (協)盛岡ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ防災ｾﾝﾀｰ |
| 盛岡青果卸売(協) | 岩手県金属工業(協) | 商工中金盛岡支店 | 遠野木材工業(協) | (協)一戸ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ |
| テクニア岩手(協) | 盛岡市中央卸売市場関連事業者(協) | 岩手県チキン(協) | 岩手県管工事業(協連) | 岩手県採石(工業) |
| 岩手県倉庫事業(協) | 岩手県液化ガス事業(協) | 東北化製事業(協) | 石鳥谷商業振興協 | 北上機械鉄工業(協) |
| 徳清倉庫㈱ | 江刺商工従業員宿舎(協) | 花巻市上下水道(協) | (協)遠野グルーラム | 岩手県南生コン業(協) |
| 身障者(企業) | おおはさま共通商品券(協) | (協)湯本商店会 | 千厩自動車整備事業(協) | (協)産直ｾﾝﾀｰひがしやま |
| 岩手県電機(商業) | (協)花巻ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ防災ｾﾝﾀｰ | 花巻市大町(商振) | 花巻駅前商業(協) | 遠野木材加工事業(協) |
| 岩手県自動車整備(商工) | 花巻ソーイング(協) | (協)盛岡手づくり村 | 岩手県中小企業組合士会 | 盛岡卸ｾﾝﾀｰ経営研究会 |
| 北上市駅前(商振) | 二戸広域清掃業(協) | 盛岡地区電気工事業(協) | 盛岡中央工業団地(協) | 全国中小企業団体中央会 |
| 水沢駅通り(商振) | (協)雫石町サービス店会 | 盛岡市上田商店街(協) | 岩手県前沢肉牛生産(協) | 東京都中小企業団体中央会 |
| 岩手県ｶｲﾛﾌﾟﾗｸﾃｨｯｸ(協) | 岩手県機械金属工業(協連) | 国際情報ビジネス(協) | 岩手県旅館ホテル(生同) | 京都府中小企業団体中央会 |
| (協)東大通商店会 | 岩手県ﾃﾝﾄ・ｼｰﾄ(工業) | 岩手県南生ｺﾝｸﾘｰﾄ卸商(協) | 花巻機械金属工業団地(協) | 北海道中小企業団体中央会 |
| 岩手県乾麺工業(協) | 盛岡駅前(商振) | (協)胆江自動車検査場 | (協)森林のくに遠野・協同機構 | 秋田県中小企業団体中央会 |
| 盛岡地区タクシー業(協) | 盛岡青果商業協 | 北上金属工業(協) | 河南地区飲食店連合会 | 山形県中小企業団体中央会 |

**以上１３０組合等　計７，４３０，０００円**

**皆様の心からのご協力につきまして、深く感謝申し上げます。**

# 中小企業向け復興・整備支援施策

## １．事業協同組合等に対する支援（施設・設備の復旧・整備に対する補助・融資）

### （１）事業協同組合等の共同施設復旧補助（岩手県・中小企業庁）

**【 概 要 】** 事業協同組合等の組合の共同施設・設備の復旧に対して補助する。

**【 制度の内容 】**

**①対象者** 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会

**②要 件** 以下のすべてを満たす施設の復旧に要する経費

- 復旧経費が３０万円以上の施設
- 被害共同施設の復旧経費の平均（その市町村の区域内にある対象施設の復旧経費の総額を当該事業協同組合等の数で除した額）が１５０万円以上の市町村の区域内にある施設
- 利用構成員一人当たりの復旧経費が１０万円以上、又は、被災区域内に事業所を有し、かつ事業所又は事業用資産について全壊・流失・半壊・床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた利用構成員数が３割超の事業協同組合等の施設

**③補助率 ３／４**（国１／２、県１／４）

**④対象となる共同施設の種類（予定）**

| 共同施設 | 内 訳 |
|---|---|
| 倉庫 | 商業倉庫、製品倉庫、原材料倉庫、備品倉庫その他の商業・鉱業・運送業、サービス業その他の事業の用に供する倉庫 |
| 生産施設<br>加工施設 | 鉱業施設、製造業（日本標準産業分類大分類Ｆ分類番号 1211～3499）の用に供される製造施設 |
| 販売施設 | 共同市場、共同店舗、教養文化施設、スポーツ施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、イベント広場、公園、緑地、公衆便所、その他商業機能を高める施設 |
| 検査施設 | 製品検査施設、原材料検査施設、機械装置検査施設、車両運搬具検査施設、工具検査施設、器具検査施設、備品検査施設、臨床検査施設 |
| 共同作業場 | 配送センター、出荷施設、集荷施設、廃棄物処理施設、共同車検場、梱包場 |
| 原材料置場 | 原材料受入施設、原材料貯蔵施設、原材料運搬施設 |

**⑤申請の開始時期 ７月上旬（予定）**

**⑥申請の際に必要となる書類（予定）**

１）東日本大震災による被災であることを証する書類
罹災証明所、被害箇所の写真

２）補助を受けようとする施設の災害前の状況を証する書類
高度化事業実施計画書（※高度化事業実施組合のみ）、固定資産課税台帳、償却資産課税台帳、建築物定期報告書、減価償却計算書（税務申告書）、不動産登記簿謄本、減価償却台帳、工事請負契約書、売買契約書、建築確認申請書又はこれらの書類と同程度の証明が可能な書類

３）組合等の利用構成員及びその数を証する書類
中小企業等協同組合法等により主たる事務所に備えることとされている組合員名簿の写し又は同写し程度に証明が可能な書類

４）必要な場合は利用構成員の被災状況を証する書類
構成員に係る被災の証明書

**（２）岩手県中小企業東日本大震災復興資金（岩手県）**

**【 概 要 】**

東日本大震災により著しい被害を受けた県内の中小企業者の経営安定に必要な資金を円滑に供給するため、設備資金及び運転資金の貸付を行う。

**【貸付対象者】** 次のいずれかに該当する者。

① 東日本大震災により事業所等に損害を受け、当該事業所の所在地を管轄する市町村から罹災証明書の発行を受けた者。

② 東日本大震災の発生後の最近３ヵ月間の売上高又は販売数量等が前年同期に比して 10%以上減少しており、当該事業所の所在地を管轄する市町村から認定証明書の発行を受けた者。

**【貸付条件】**

| | |
|---|---|
| ① 貸付限度額 | 設備資金 8,000 万円以内、運転資金 8,000 万円以内（併用は 8,000 万円以内） |
| ② 返済期間・据置期間 | 返済 15 年以内、据置 3 年以内 |
| ③ 貸付金利 | 貸付期間 10 年以内 年 1.5%以内、10 年超 15 年以内 年 1.7%以内 |
| ④ 貸付対象 | 施設・設備の復旧・整備に要する経費 |
| ⑤ 保証人・担保 | 保証人：原則として法人の代表者を除き不要　担保：金融機関の所定の条件 |

⑥ 信用保証

１）東日本大震災復興緊急保証を適用し、年 0.8%とする。

２）日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した中小企業の会計に関する指針に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業の場合は、１）に掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

※ 罹災証明書の発行を受けた方については、信用保証料は県が全額補給する。

**＜問い合わせ先＞**

「（１）事業協同組合等の共同施設復旧補助」　県経営支援課（TEL：019-629-5546）

「（２）岩手県中小企業東日本大震災復興資金」県経営支援課（TEL：019-629-5542）

## ２．東日本大震災復興緊急保証（信用保証協会）

**【制度概要】震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等が対象**

金融機関から、事業の再建・経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする制度（借入額の全額に対して保証）。

**① 対象者**

《特定被災区域の方》… 岩手県は全域が指定されている。

**・震災の影響により業況が悪化している方**

→ 売上高等の減少について市区町村等の認定が必要（震災後の３ヶ月につき前年同期比▲10%）。

※ 地震・津波等により直接被害を受けた方は、市町村等の罹災証明の提出のみで可（写しで可）。

**② 保証限度額**：無担保８千万円、最大で２億８千万円

一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠

**③ 保証料率**：0.8%以下　※ 詳細は信用保証協会へ

**④ 保証人**：代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要。）

**＜問い合わせ先＞** 岩手県信用保証協会（TEL：019-654-1505）

# 「平泉文化遺産」の「世界遺産登録」目前に！

５月７日、イコモス（国際記念物遺跡会議）は世界遺産委員会と日本政府に対し、「平泉の文化遺産」の世界遺産への「登録」を勧告し、登録がほぼ確実な情勢となった。平泉が世界遺産登録となった場合、文化遺産としては国内で１２件目だが、東北では勿論初めてとなる。この朗報は地元平泉だけでなく東北の被災地の方々にも希望の光となった。「平泉の文化遺産」は平成２０年に登録が見送られており、今回が２度目の申請となる。

浄土庭園大泉が池（毛越寺）

福島原発事故などの影響もあり、本県を含む東北の復興には時間を要しそうだが、来年にはＪＲのデスティネーションキャンペーンも予定されており、平泉の世界遺産登録を機に更に多くの方の来県が期待される。

昨年度、本会では県南広域振興局委託事業として、平泉の文化遺産エリア売上向上実践塾事業を行った。平泉の文化遺産が世界遺産登録された場合増加が見込まれる観光客等に対し、平泉や岩手の素晴らしさをこれまで以上に感じていただくために、地元外食土産品店等の事業者向けに各種セミナーや個別の店舗での現場支援を行ったものである。セミナー事業では、商品写真の撮影技法や黒板ＰＯＰの作成など実践的な内容も盛り込み、各店でその後も活用・実践している。本会としては、昨年度支援企業の他、希望される多くの企業・お店を引き続き支援することとしている。

昨年度スタートアップセミナー
講師：大木ヒロシ氏

昨年度商品写真Ｐセミナー
講師：川嶋印刷㈱様

昨年度黒板ＰＯＰセミナー
講師：石川香代氏

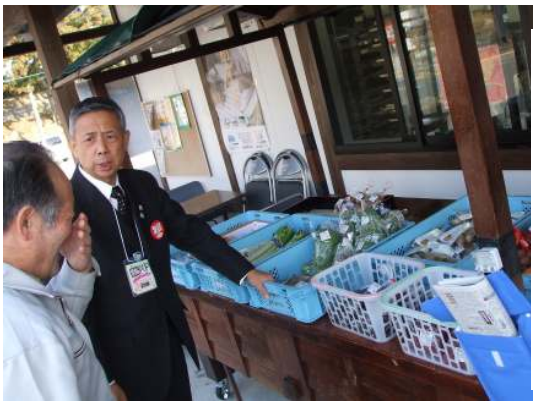

現場支援風景

## ～ 会 員 情 報 ～

| 被災者雇用のワークシェアリング | 商店街復興へ「朝会議」 |
|---|---|
| けせんプレカット事業協同組合<br>（佐藤實 理事長） | 宮古市中央通商店街振興組合<br>（高橋雅之 理事長） |
| 組合では、グループ社員の給与を７～１０％削り、被災者を臨時職員として受け入れるワークシェアリングを実施している。また、地域の優れた建材である気仙スギによる木造仮設住宅の建設を進めている。木工加工施設であらかじめ処理するため現場での組み立ても簡単で、コスト面でもプレハブと遜色ないとのこと。 | 震災で甚大な被害を受けた組合では、阪神淡路大震災で商業復興に携わった専門家らを招いて、商店街の復興に向けた「朝会議」をスタートさせた。この会議は、開店前の時間を利用して行われ、末広町商店街振興組合とともに実施した「宮古復興あきんど市」を生み出すきっかけとなった。 |

## ～ Ｑ＆Ａコーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Ｑ＆Ａ形式で紹介。

**（質問）**

Q1. 被害状況の確認等が困難なため、総会（総代会）開催の見通しが立ちません。どのように対応すればいいでしょうか。

**（回答）**

A1. 今回の大震災による被害が甚大な組合における通常総会の開催時期の延長について、現段階で関係省庁からの明確なアナウンスはありませんが、組合は被災状況を把握し、決算業務や監査日程などのスケジュールを踏まえ、総会の開催時期を決定していくこととなります。

また、理事は、震災による混乱への対処が済んだ後に速やかに通常総（代）会を開催しない場合には、理事の善管注意義務違反となりますことにご留意ください。

なお、今般発生した地震の被害の影響により、行政庁に対する決算関係書類の提出については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律 85 号）に基づき、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令 19 号）が 3 月 13 日に公布され、免責期限が設定されたため、**平成 23 年 6 月 30 日まで**延長が認められています。

また、免責期限の平成 23 年 6 月 30 日後におきましてもなお提出することができない場合には、中小企業等協同組合法施行規則第 187 条第 3 項の規定により、あらかじめ「行政庁の承認」を受けてさらに提出期限を延期することが認められています。

## 東日本大震災に係る労働保険料等の免除の特例措置（厚生労働省）

厚生労働省では、東日本大震災の発生を受け、被災地域における労働保険料の免除等に関する特例措置を新たに講じる。既に実施している指定地域（青森、岩手、宮城、福島、茨城）の労働保険料の納期限等の延長及び今回の震災により甚大な損失を受けた事業主等の労働保険料の納付猶予に加え、今回実施される新たな措置では、対象地域内（岩手県は全域が対象）で震災の被害により賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事業主に対し、最大で平成 23 年 3 月 1 日から平成 24 年 2 月 28 日までの賃金に関する労働保険料と平成 23 年度の一般拠出金を免除することとしている。免除の要件や申請に関する詳細は岩手労働局のホームページ内にて公表されているのでそちらを参照のこと（http://www.iwate-roudou.go.jp/）。

本件に関する問い合わせは、岩手労働局　℡：019-604-3001　まで。

## 被災者雇用開発助成金について（厚生労働省）

厚生労働省では、5 月 2 日以降にハローワーク等の紹介により、東日本大震災による被災離職者及び被災求職者を継続して 1 年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対し、助成金を支給することとしている。助成額は、短期労働者以外で大企業 50 万円・中小企業 90 万円、短期労働者で大企業 30 万円・中小企業 50 万円、助成対象期間は 1 年間で、6 か月ごと 2 回に分けて支給される。申請手続等の詳細は岩手労働局のホームページ内にて公表されているのでそちらを参照のこと（http://www.iwate-roudou.go.jp/）。

本件に関する問い合わせは、最寄りのハローワーク又は岩手労働局　℡：019-604-3001　まで。

## エネルギー消費量削減システム導入に対する補助金（経済産業省）

経済産業省では、建物の新築や増改築時に、空調、給湯、照明、断熱部材で構成する高効率エネルギーシステムを導入する際、年間エネルギー消費量の 25%程度を削減することを条件に、事業費の 3 分の 1 以内（上限はなし）を補助する事業（住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの））を公募している。応募受付期間は平成 23 年 5 月 30 日から平成 23 年 6 月 27 日までとなっており、原則単年度事業であるが、期間内での事業完了が不可能な場合は最長 2 年間までを補助対象期間としている。なお、この事業の申請先は(社)環境共創イニシアチブ（略称 SII）となり、公募要領や申込方法については SII のホームページを参照されたい（http://sii.or.jp/business/building01.html）。

本件に関する問い合わせは、(社)環境共創イニシアチブ　℡：03-5565-4063　まで。

## 消費エネルギーの「見える化」に対する助成（中小機構）

中小企業基盤整備機構では、省エネに関する技術や資金が十分でない中小企業を対象に、電力の計測監視設備の導入費用と導入後の省エネ診断費用を補助する事業（中小企業向け省エネルギー計測監視設備等導入事業助成金）の募集を行っている。助成対象経費は、計測監視装置、工事費、省エネルギー診断費で、助成率は対象経費と認められるも経費の 2 分の 1 以内、補助金限度額は 100 万円から 3,000 万円となっている。なお、事業期間は 8 月上旬予定の交付決定日から最長で平成 23 年 12 月 31 日となっており、この期間を超えることはできない。公募期間は平成 23 年 6 月 10 日から平成 23 年 7 月 10 日。事業の詳細や申込方法については、中小機構のホームページ内に掲載されている（http://www.smrj.go.jp/keiei/kankyo/059894.html）。

本件に関する問い合わせは、中小企業基盤整備機構　環境経営支援室　℡：03-5470-1517　まで。

## 中小企業金融円滑化法の期限の延長等について（金融庁）

政府は、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の改正法が成立したことにより、中小企業金融円滑化法の期限を平成 24 年 3 月末まで延長することを発表した。金融庁では、金融機関に対し、引き続き中小企業や住宅ローンの借り手の申し込みについて、できる限り条件変更等を行うように努めることを要請するとともに、東日本大震災による被災の影響を直接、間接に受けている中小企業者については、専用相談窓口を設置し、借入金の返済猶予やつなぎ資金の借入申し込みにできる限り応じることや災害のため支払いができない手形・小切手について不渡りとしないこと等を要請することとしている。

【 金融庁・東北財務局等の相談窓口 】

金融庁　金融サービス利用者相談室　℡：0570-016811（ナビダイヤル）、03-5251-6811（IP 電話・PHS）

東北財務局　金融相談窓口　℡：022-721-7078（専用ダイヤル）

盛岡財務事務所　理財課　℡：019-625-3353（直通）

## 高度化事業に省エネ・新エネ設備導入貸付制度を創設（中小機構）

中小企業基盤整備機構は、高度化事業の新メニューとして、中小企業や組合員に対して、省エネ・新エネ・自家発電等の設備導入資金を貸し付ける制度を新設した。対象となる事業は、①中小企業組合の組合員が、高度化貸付事業に伴って省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合、又は組合が設備を導入して組合員にリースする場合、②中小企業組合が、省エネ・新エネ・自家発電等の共同設備を導入する場合となっている。金利は 1.05%、貸付期間は 20 年以内（据置期間は 5 年以内）で、貸付対象経費の 1%又は 10 万円のいずれか低い額が自己負担となる。なお、実施期間は平成 26 年 3 月末まで。事業の詳細については、中小機構のホームページに掲載されているのでそちらを参照のこと。

電力需給対策高度化事業について：http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/sonota/059666.html

本件に関する問い合わせは、中小企業基盤整備機構　地域振興企画課　℡：03-5470-1528　まで。

## 震災復興支援アドバイザー制度を創設（中小企業庁・中小機構）

中小企業庁は、中小企業基盤整備機構と連携して、東日本大震災で被災した中小企業者等を対象にした「震災復興支援アドバイザー制度」を創設した。主な支援内容は、事業所再建に向けたアドバイスや設備復旧・補修相談、再建計画の策定支援、生産体制の再構築、仕入先・販売先の見直し、資金調達の検討などの様々な経営課題について、経験豊富な専門家（中小企業診断士、一級建築士、弁護士、社会保険労務士等）や大企業・中堅企業 OB 人材などの中小機構の専門家スタッフを被災地に無料で派遣するもの。なお、中小機構では、被災地である岩手県・宮城県・福島県の 3 県に「中小企業復興支援センター」を設置し、中小企業者からの各種施策や経営に関する相談に対応している（相談料は無料）。

本件に関する問い合わせは、中小企業復興支援センター盛岡　℡：090-5219-5527　まで。

**～ 本会ホームページを是非ご活用下さい ～**

**岩手県中央会のホームページは、最新の施策情報・官公需情報の提供の他、組合事務に要する各種書式等のダウンロードコーナー、組合員企業情報の閲覧等、組合運営に必要な様々な情報を提供しております。是非ともご活用下さい。アドレス：http://www.ginga.or.jp/**

# 景況は先行き不透明感が増大（平成 23 年 4 月）

## 〈全体の概要〉

４月は、震災復興に係る受注がでてきているものの、原材料の不足や資材の高騰等により収益に繋がらない。さらに、自粛ムードにより、消費の落ち込みが続いており、経営悪化を懸念している。

中小企業の景況は、取引先の被災や操業低下による受注減、資材･部品の調達難と価格上昇、買い控えなど消費減退による売上減など、震災の影響が深刻であり、先行き不透明感が増大している。

## 〈主な業界及び地域組合等の動向〉

### ◆ 漬物製造業

震災の影響は顕著に表れ、土産品・観光関係の売上げ、量販店のチラシ特売もほとんどない状態。

### ◆ めん類製造業

震災の影響により購買力が一段と低下傾向。

### ◆ 一般製材業

仮設住宅用資材の資材発注がでてきている。

### ◆ 木材チップ製造業

臨海工場は操業不能でチップの受入できず、建築材、合板材、集成材等の素材生産に影響が出ている。

### ◆ 印刷・同関連業

イベント中止により仕事量が大きく落ち込む。

### ◆ 銑鉄鋳物製造業

県内観光地の売上は自粛ムードで減少。建設機械の国内向け生産量は上下水道関係鋳物製品が増加。

### ◆ 金属製品製造業

公共工事も災害復旧優先。取引先の生産計画が不明、今後の見通し立たない事業所もある。運転資金に影響を受ける事業所が出てくることが懸念される。

### ◆ 一般機械器具製造業

材料の種類により入手困難、価格が上昇している。

### ◆ 畳製造業

内陸部で仕事の減少、沿岸部で浸水家屋の畳の入替が出ている。

### ◆ 家庭用機械器具小売業

震災後の不安感、流通の悪化、生産の低下等さらにエコポイント終了で追風から逆風へ。

### ◆ 燃料小売業

日本での石油需要の高まりを背景に、原油価格の高騰に連動した価格上昇の懸念がある。

### ◆ 食肉小売業

スーパー等が品薄、一般小売店の売上が増加。一方、ホテル等の卸部門が大きく減少した。

### ◆ 酒小売業

被災した酒造店の出荷規制、運送業者の配達区域制限等による品不足が続いた。地域行事の自粛等で数量･金額ともに厳しい状況である。

### ◆ 野菜・果実小売業

取引先の飲食店･旅館ホテル等の稼動が落ち込み大きな影響があった。また、放射線の影響で風評被害、野菜類の価格が大幅に下落した。

### ◆ 自動車小売業

一部部品の生産できず、新車の生産が落ち込む。

### ◆ 商店街（久慈市・一関市・盛岡市）

自粛ムードと商店街イベントが無く売上は低迷。消費マインドは極めて低く、消費抑制が全般的な傾向。客数･売上共に大幅な減少。

### ◆ 旅館業

震災による被害が甚大、観光客減少。

### ◆ 旅行業

震災の影響を受けたまま、新規需要も無い。

### ◆ 建物サービス業

取引先の施設流失、内陸部も間接的な被害。

### ◆ 土木工事業

建設資材の不足や高騰、地域経済への影響を懸念。

### ◆ 電気工事業

仮説住宅建設需要は伸びたが、材料不足及び単価の面で折合いが合わず厳しい状況。

### ◆ 一般貨物自動車運送業

支援物資、復旧資材等の輸配送が増加。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比ＤＩの推移グラフ（H22 年 4 月～H23 年 4 月）●

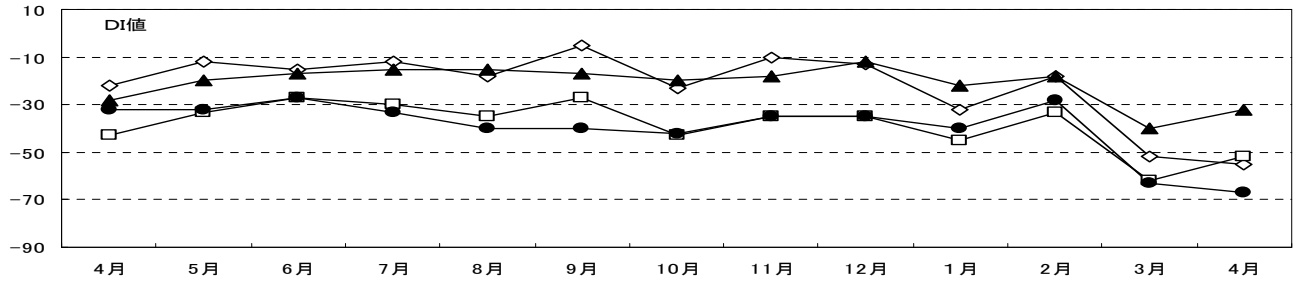


《◇…売上　□…収益　▲…資金繰り　●…景況》

## 地区別懇談会の開催日程

下記日程にて開催を予定しております。

**＜胆江・両磐広域地区＞**
平成２３年７月４日（月）　１３：３０～１６：３０
平泉文化遺産センターふれあいホール
西磐井郡平泉町平泉字志羅山４５－２　℡：０１９１－４６－４０１２

**＜二戸地区＞**
平成２３年７月６日（水）　１３：３０～１６：３０
二戸市民文化会館　練習室１
二戸市石切所字狼穴１－１　℡：０１９５－２３－７１１１

**＜盛岡地区（工業）＞**
平成２３年７月８日（金）　１３：３０～１６：３０
岩手県民会館　第２会議室
盛岡市内丸１３－１　℡：０１９－６２４－１１７１

**＜花巻・北上広域地区＞**
平成２３年７月１２日（火）　１３：３０～１６：３０
ホテルシティプラザ北上　３階中会議室
北上市川岸１－１４－１　℡：０１９７－６４－０００１

**＜久慈地区＞**
平成２３年７月１３日（水）　１３：３０～１６：３０
久慈グランドホテル　琥珀の間
久慈市川崎町１０－１５　℡：０１９４－５２－２２２２

**＜盛岡地区（商業）＞**
平成２３年７月２０日（水）　１３：３０～１６：３０
岩手県民会館　第２会議室
盛岡市内丸１３－１　℡：０１９－６２４－１１７１

本件に関するお問い合わせは、
本会 市場開発部　℡：０１９－６２４－１３６３　までお願い致します。

## 岩手県中央会・東北地方太平洋沖地震義援金の募集

**◆主要日誌◆（５月１日～ ５月３１日）**

**◎中央会主催事業**
5/12　第 56 回通常総会
5/16　移動中央会釜石・大槌地区
5/18　移動中央会大船渡・陸前高田地区

**◎関係機関・団体主催行事への出席等**
5/10　東日本大震災に係る中小企業・雇用者等支援会議
5/11　県央地場産業振興第 1 回研究会
5/13　第 7 回いわて農商工連携及び第 10 回いわて希望ファンド地域化活性化支援事業に係る審査委員会
5/18　岩手県就労支援事業者機構総会
5/19　岩手県外国人留学生就職支援協議会
5/23　盛岡市勤労者福祉サービスセンター第 1 回評議員会